



# なとりマイホーム 応援事業補助金 のご案内



## 目的

名取市外からの移住を促進し、名取市で永く生活を送っていただくため、市が指定する特定エリアに令和5年4月1日以降、新たに住宅を購入した方に補助金を交付します。

## 補助金額

25万円（新婚世帯、子育て世帯）  
15万円（それ以外）

## 補助対象者

（①～⑥のいずれにも該当する世帯の世帯主）

○新婚世帯：婚姻日<sup>※1</sup>において夫婦共に39歳以下で、前年の合計所得金額<sup>※2</sup>の総額が500万円未満の世帯

※1）婚姻日：婚姻届を受理された日が、補助金の交付申請を行う年度の前年度の3月1日以後である方が対象

※2）合計所得金額：給与所得・公的年金等に係る雑所得・事業所得などの所得金額を合計した金額

○子育て世帯：申請日時点において18歳以下の子どもを扶養している世帯

- ①令和5年4月1日以降に特定エリアに住宅を購入した世帯
- ②住宅を登記した日から1年以内に転入又は転居した世帯
- ③申請日において、転入又は転居した日から起算して1年以内である世帯
- ④住民票を異動した日から6年以上購入した住宅に定住する意思がある世帯
- ⑤市税を滞納していない世帯
- ⑥すべての世帯員が暴力団員ではない世帯

## 特定エリア<sup>※</sup>

○全域が対象となる地区

名取が丘地区、閑上地区、館腰地区、高館地区、ゆりが丘地区、那智が丘地区、みどり台地区、相互台地区

○一部対象外の区域がある地区

増田地区：増田1丁目から9丁目、杜せきのした1丁目から5丁目までを除く区域が対象

増田西地区：大手町1丁目から6丁目までを除く区域が対象

下増田地区：美田園1丁目から8丁目までを除く区域が対象

愛島地区：愛の杜1丁目から2丁目、愛島郷1丁目から2丁目、愛島台3丁目を除く区域が対象

※特定エリアは今後変更になる場合がありますので、HPにて最新情報をご確認ください

## 申請に 必要な書類

### (新婚世帯・子育て世帯・それ以外 いずれも必要な書類)

- ・交付申請書
- ・誓約書
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- ・当該住宅の位置図および平面図
- ・工事請負契約書等
- ・世帯員全員分の住民票
- ・世帯員全員分の納税証明書（未納税額のない証明）
- ・登記簿謄本
- ・外観から当該住宅の全体像が分かる写真（1枚以上）
- ・移住者アンケート

### (新婚世帯のみ必要な書類)

- ・夫婦2人の所得証明書
- ・戸籍の全部事項証明書
- ・結婚新生活支援事業に関するアンケート

## 主な 注意事項

○下記の場合、補助金の取り消し、返還が生じる可能性があります。

- ① 5年以内に住宅を譲渡又は貸与した場合
- ② 5年以内に住宅が滅失した場合
- ③ 5年以内に転居又は転出した場合

○リフォーム、建て替えは補助対象外です。

○補助対象区内での転居も対象です（例：増田西地区からみどり台地区への転居）※ただし、既に補助対象住宅の住所地に住所を有している場合には、住宅を購入した日から起算して1年以内に申請する必要があります。

他注意事項、制度の詳しい内容やQ & Aなどについては、市のHPをご覧ください。

新婚世帯、子育て世帯の方はこちら



(新婚世帯等マイホーム応援事業補助金)

それ以外の方はこちら



(マイホーム応援事業補助金)

## 《問い合わせ先・申請先》

〒981-1292 名取市増田字柳田80

企画部なとりの魅力創生課魅力創生係（名取市役所3階）

電話 022-724-7182 / FAX 022-384-9030